

総合法律支援法の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条の表第三十四条第二項第五号の項中「第三十四条第二項第五号」を「第三十四条第二項第六号」に改める。</p>	<p>附則</p> <p>(同上)</p> <p>(同上)</p> <p>3 旧東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第三条第二項の表第三十四条第二項第五号の項中「第三十四条第二項第五号」を「第三十四条第二項第六号」に改める。</p>